

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令(案)に対する意見募集の結果

No.	意見提出者 (順不同)	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への 修正の有無
1	個人	本改正は、学生証アプリのうち、市町村長が適当と認める措置をとるものについて、マイナンバーカード交付時の本人確認書類として利用できるようにする改正であるが、この、「市町村長が適当と認める措置」について、各市町村において基準を策定することになるのか。その場合、各市町村において、マイナンバーカード交付時の本人確認書類の基準が異なることになり、各市町村においてマイナンバーカードの身元確認保証レベル(IAL)が異なるような事態とはならないか。この基準について、各市町村において、何かしらのひな型に従って統一的な形で策定されずとも、国際的な基準・運用の観点から不適切ではないか。(1700自治体全てで同一の基準となっていることを、保証するという作業が必要になるのではないか。) また、この基準について、一般的な学生証アプリの表示は、スマートフォンの画面上に表示される記録である以上、偽造アプリ等の作成は容易(電子署名等を利用したうえ、これをQRコード、NFC等により読み取る必要がある)であり、また、窓口職員が全国のあらゆる教育機関が個別に発行する学生証アプリの真贋性確認方法を理解し対応することは、困難ではないか。そもそも、全国のあらゆる教育機関が個別に発行する学生証アプリの真贋性確認方法を全国1700自治体の基準とすることは、新規の学生証アプリへ対応する基準改正など、 unnecessaryな行政コストを要しないか。 加えて、このように(電子署名等措置が行われなければ)基準の低く、真贋性の判定についても、確実に行うことが困難である学生証アプリを利用して発行されたマイナンバーカードについては、これまで「最高位の身分証」と繰り返し答弁が行われているマイナンバーカードの身元確認保証レベル(IAL)を下げることにならないか。国際的な観点から不適切な基準とはならないか。(米国NIST SP800-63-3やその改定案における、発行時のEvidenceの強度等に関する議論を行ったうえ本命令案を決定したのか。)	本命令案は、学生証アプリ等の提示のみをもってマイナンバーカードの交付を認めるものではなく、顔写真付き本人確認書類等、複数の書類を用いて本人確認を行うところ、その一部の補助的な書類に相当するものとしてのみ当該アプリ等の提示を許容するものです。したがって、本命令案の施行をもって、マイナンバーカード交付時の本人確認に係る強度が低下するものとは考えておりません。 市町村長が適当と認める措置としては、市町村向けの事務処理要領等において、提示された映像面が不正に作られた電磁的記録に係る映像面ではないことを確認するための措置を示すことを想定しています。また、窓口において判断が困難である場合は、映像面の提示を認めないことも差し支えありません。	無

No.	意見提出者 (順不同)	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への 修正の有無
2	個人	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則 5条他の「映像面」についての意見(※他部分も含めて「映像面」についての改正内容全般について) ・意見(要旨) 今回の意見公募手続においては、その具体的な方式・手順・基準等が記載されていないので、賛成を行えない。 ・意見(本文) 今回の意見公募手続においては、その具体的な方式・手順・基準等が記載されていないので、賛成を行えない。 また、(その偽造や変造は文書偽造の罪該当する事になる(※手続において何らかの有価な物品や財産上の利益がその利用により発生する場合、詐欺に加えて文書偽造の罪の存在があるものになる。))書面と異なり、その偽造(※1)や変造についての刑事罰則の整備がなされていない又は遅れている状況にあるのではないかとと思われるが、このような制度の制度化にあたっては、その整備もする必要があると考える(※2)。 たとえば画面・映像のみの作成であっても、公的手続等において用いられる本来的な認証用アプリケーション等の偽造・変造については、特段にその偽造・変造そのものについての罪の定めがあるべきと考えるが、国は、そのような定めについて、現在無いのであれば、作るようにされたい。 (なお、とりえず案を出しておく、刑法161条の2(電磁的記録不正作出及び供用)についての拡張的な改正を行って今回の案件で言及されるような「映像面」(あるいはその「映像面」を提示するためのソフトウェア的な仕組み)についての扱いが適切に行えるようにすると良いのではないかと考える(現在の「電磁的記録」では幾分か意図の混じった法解釈による援用を要してしまうかと思われる。おそらく「映像面」には一時的に用いられるような画面であっても特に記録として存在する事の無いようなものも含まれるのではないかとと思われるが、その場合、現在の当該法条では罪の該当についての認定に困難が存在する恐れがある(※3)。)。(※4) そのような罰の定めが作られ、意見公募の際において「映像面」による認証についてのある程度以上具体的な方式・手順・基準等が記載されれば、改正への賛成を行う事を考える事を述べておく。 (なお、技術的な面についての意見を行っておくと、公務所窓口において使用する映像面についての画像・映像等の情報については、その画像・映像等についての送信あるいはその画像・映像等を作成するためのアプリケーション等の送信について、送信側についての記録を行っておくと良いのではないかと考える(利用者からの発行依頼の事実やその内容・目的・日時等(可能なら、実際に認証に用いられたか否かとその機関等と日時とその成否について))について。)(なお、個人番号カードや個人番号カードと同様の効力を持つアプリ(あるいはその他、行政機関等が作成して利用者に用いさせるアプリ)においてもそのような記録の作成を行い、何らかの際にマイナポータル関係サーバ等にその情報が通信されると良いのではないかと考える。)。そうすれば、事後の事実確認や不正の発見等に有用ではないかと考える。) ※1 偽造、というより、適正でないのに画面上の映像面等のみ、あたかもその人物である事を示すかのような情報等を示すようにしているような画面やアプリ(虚偽的内容を含む画面や虚偽的内容を示すアプリ) ※2 そのような制度が無い場合、手続において何らかの有価な物品や財産上の利益がその利用により発生する場合、詐欺(あるいは電子計算機利用詐欺)の発生のみが存在する事になり、従前では存在した文書偽造の罪は存在しないものになるかと思われる。 ※3 加えておそらく証拠面でも難があったりするのではないかとと思われる。 ※4 なお、加えて述べておくと、公文書偽造と類似した事態については、刑法155条1項と同様に「一年以上」のような罰の下限についての定めがあった方が良く考えるし、懲役と罰金についての併科を可能にしておくべきと考える。	本命令案は、学生証アプリ等の提示のみをもってマイナンバーカードの交付を認めるものではなく、顔写真付き本人確認書類等、複数の書類を用いて本人確認を行うところ、その一部の補助的な書類に相当するものとしてのみ当該アプリ等の提示を許容するものです。したがって、本命令案の施行をもって、マイナンバーカード交付時の本人確認に係る強度が低下するものとは考えておりません。 市町村長が適当と認める措置としては、市町村向けの事務処理要領等において、提示された映像面が不正に作られた電磁的記録に係る映像面ではないことを確認するための措置を示すことを想定しています。また、窓口において判断が困難である場合は、映像面の提示を認めないことも差し支えありません。 頂いたご意見については、今後の参考とさせていただきます。	無
3	三菱UFJ信託銀行株式会社	以下の対象箇所1、2について意見提出したい。 【対象箇所1】 第4条の3および第5条の記載にある「(表示された事項に係る電磁的記録が不正に作られた電磁的記録でないことを確認するため、当該移動端末設備の操作を求めることその他の市町村長が適当と認める措置をとる場合に限る。)」の記載 【対象箇所2】 第75条および第76条の記載にある「当該書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された映像面を、機構に対し開示請求を行う場合にあっては機構に、令第二十六条第二項の規定により住所地市町村長を経由して機構に対して開示請求を行う場合にあっては住所地市町村長に対して、提示又は提出しなければならない。」 【理由】 操作を求めるだけでは、その電磁的記録が身分証の発行体が直接発行、もしくはその委託を受けた事業者による発行であるかが確認できない。 (生成AIによる偽身分証アプリの横行や、学校法人の同意を得ない学生証アプリが懸念される) 【意見】 当該電磁的記録が発行が直接発行、もしくはその委託を受けた事業者による発行発行されたことが確認できるよう、総務大臣により技術的基準が定められることが望ましい。 技術的要件として、具体的には以下2点を満たすことが必要であると考えられる ・券面に記載されている発行体によって発行されたことを確認できる ・券面に記載されている発行体により発行された内容から改ざんがないことを確認できる	本命令案は、学生証アプリ等の提示のみをもってマイナンバーカードの交付を認めるものではなく、顔写真付き本人確認書類等、複数の書類を用いて本人確認を行うところ、その一部の補助的な書類に相当するものとしてのみ当該アプリ等の提示を許容するものです。したがって、本命令案の施行をもって、マイナンバーカード交付時の本人確認に係る強度が低下するものとは考えておりません。 市町村長が適当と認める措置としては、市町村向けの事務処理要領等において、提示された映像面が不正に作られた電磁的記録に係る映像面ではないことを確認するための措置を示すことを想定しています。また、窓口において判断が困難である場合は、映像面の提示を認めないことも差し支えありません。 頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。	無

No.	意見提出者 (順不同)	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への 修正の有無
4	匿名	市町村の現場において、電子証明書発行時には紙面により申請書を10年以上保管しなければならない。また、申請時にマイナンバーカードの複写を求める市町村も未だに一定数ある。 一方、今回の政令案では移動端末設備の映像面の提示により電子証明書を発行可能とするものであることから、電子証明書にかかる申請書類は全て電磁的記録で保管可能とすべきではないか。	申請書等の保存対象文書の保存の方法については、電子的保管を認めており、紙媒体での保管を必須とはしていません。	無
5	匿名	改悪するな お前たちの利権のために	本命令案は、市町村からの要望を踏まえて検討を行ったものです。	無